

児童心理治療施設 若竹学園
令和5年度 事業計画

1. 重点課題

児童心理治療施設の基本となる総合環境療法が効果的に実施できるよう、医療・心理・生活・教育・家庭・関係機関との連携を図ります。

児童福祉法の目的に沿って、子どもを権利の主体と考え、心理治療・生活支援を行います。子どもの主体性を育むことを目標に全ての子どもの声を聴き、子どもの意見や気持ちを汲み取り活動・行事を実施します。また令和4年6月8日に改正児童福祉法が成立し、児童の意見聴取等の仕組みの整備が求められようになたっことを受け、子どもの声が支援に適切に反映されるよう、関係機関、意見表明支援員（アドボケイト）と連携を図ってまいります。

子どもが安心して心理治療を受けるには、見通しを持った支援が必要になります。子どもが見通しを持てるよう子どもの意向を尊重し、児童相談所等関係機関と子どもの将来的自立を描きながら話し合いを重ねて自立支援計画を作成していきます。

教育に関しては、令和5年4月に開校する五色台分校と連携を密にし、子ども一人一人の個性と学力に応じた学習が出来る様努めます。高校生については、心理治療・自立支援を必要とする子どもが全国的に増加傾向にあります。当園でも退園後に高校中退する子どももあり、高校生の受け入れ体制を整える必要があります。高校に通学できる体制を整えるとともに、通信制高校と連携し園内で学習支援が出来るようにしていきます。

心理治療を必要とする子どもたちは、抱えている課題も違い、より個別性の高いケアが必要です。子どもの持つ背景、特性を理解し職員が専門的な知識と技能に基づいて支援出来るよう、内部研修の充実を図ります。特定の職員による抱え込みや職員の孤立化を避けるためにも、相互補完的な関係のチームワークを築いていきます。

生活部門

家庭的な施設の生活を通じ、子どもたちの情緒の安定を図り、下記のとおり子どもが安定した心地よい生活が行える環境を整えていきます。

- (1) 各子どもの成長及び特性に応じた心地よい生活が出来るよう、日課・ルールの見直しを行います。
- (2) 子どもの持つストレングスを活用して様々な体験を提供していきます。
- (3) 行事計画に子どもの意見を積極的に取り入れ、子どもの主体性を育みます。
 - ・子どもの意見を取り入れる為、行事前にアンケート等の実施を行います。
 - ・物品の購入を一緒に行い、責任の大切さを学ぶ機会をつくります。
- (4) 子どもの個性に応じた活動（日本舞踊、太鼓、工作、スポーツ活動、野外活動等）を実施します。活動を通して、自尊感情の向上を図るとともに他者との協力について学ぶ機会をつくります。
子どもの主体性を育めるよう、職員が楽しんで一緒に活動に参加し、子ども達のやってみたい意識を引き出せるように支援します。
- (5) 季節に応じた食育活動を行います。子どもが季節感を感じ、楽しみながら調理体験が出来る機会を提供していきます。
 - ・子どもたちが楽しんで全員参加出来るようメニューの工夫を行います。
 - ・主体性を高めるために手順書を作成し他者と協力し調理ができる機会を提供します。
- (6) 子どもの希望を日々の食事、食育活動に反映できるようにします。誕生日には子どもの希望に沿った誕生日メニューを提供します。毎月子どもと一緒に手作りの誕生日ケーキやおやつを作ります。
- (7) コンサルテーションを実施し、子どもと一緒に自立支援計画作成・評価を行い具体的な支援に反映出来るようにします。

- (8) 生活場面での問題解決の方法や考え方、対人スキルを育成します。
 - ・子ども同士が話し合いを行い、問題解決が出来るよう支援します。
 - ・日頃から対話を大切にし、子ども間、子どもと職員間で意見交換が出来る場を設定し、問題解決が出来るよう支援します。
- (9) 子どもの意見表明権を保障するため、どんな小さなことでも子どもを一人の人間として尊重した話し合いで解決していきます。
子どもの希望・要望を聴き、相談・話し合いを行い生活に取り入れていきます。
- (10) 家庭に復帰した場合、自立した生活をする場合を視野においた段階的な生活習慣、生活技術、社会スキルが習得出来るよう支援します。
 - ・月1回 買い物外出を行い、子どもが自分の好きな物を購入する機会をつくりま
 - す。年齢に応じた小遣いを持ち、金銭感覚を身に付けることが出来るように支援しま
 - す。小学生は、職員が付き添い、中学生は自身で購入できるようにしていきます。
 - ・衣類購入を子どもと一緒にし、子どもが好みの服を着ることが出来るようにしま
 - す。その中で季節感、年齢に応じた服装が出来るよう配慮を行います。
 - ・インターネットが利用できる環境を整え、買い物外出が出来ない場合のネット購入
 - がよりスムーズに行えるようにします。

心理部門

- (1) 遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、子どもが安心感・安全感・自己肯定感を持ち、より良い人間関係が構築できるよう努めます。
- (2) 心理検査、心理面接を通し、子どもの抱えている課題の背景を把握し、子どもの理解に努めます。
- (3) 非常勤セラピストによる臨床動作法を行います。
- (4) 子どもの必要に応じて、ソーシャルスキルトレーニングを行います。
- (5) トラウマインフォームドケアを入所時から子どもに取り入れて行います。
- (6) トラウマインフォームドケアを取り入れ、職員研修を実施します。
他者との心と身体的な距離の学習を通じて、子どもと職員双方の人権意識を高める心理教育を実施します。
- (7) 心理専門家によるスーパーバイズを定期的に行い、セラピストの技術向上を図ります。
また、外部での研修（オンライン研修含む）を行い、より良い心理治療が出来るよう研鑽を積みま
- (8) 子どもの特性に応じた療法がより安心して効果的に行えるよう、面接室・遊戯療法室の物品を整理していきます。
- (9) 子どもの心理的状態を嘱託医・精神科医と共有し、子どもの心理状態に応じた心理的支援の連携を図ります。
- (10) セラピストによるグループワークの充実を図ります。
- (11) 家族療法棟を活用し、子どもと家族の関係構築を図ります。
- (12) ペアレント・トレーニングについては、子どもと家族の意向を尊重しながら、外部の心理専門家と連携し実施します。

家庭支援（家庭支援専門相談員）

- (1) 児童相談所のケースワーカーと連携して保護者との相談・支援等の支援を行って、子どもの家庭復帰・家族関係の再構築を図ります。
- (2) 必要に応じて、要保護児童地域対策協議会に参加する等、関係機関と連携を図ります。
- (3) セラピストと協力し、家族療法の実施を行います。
- (4) 家庭復帰が困難な子どもについては、子どもの希望、個性に応じ、里親委託の推進を図ります。
- (5) 退園後の子どもに対する継続的な相談支援をしていきます。

個別対応（個別対応職員）

- (1) 毎月個別対応支援の子どもを決め、担当職員と連携し支援を行う。また生活場面では子どもとの1対1の支援を行います。
- (2) 心理面接を通しての子どもの現状や課題に対して情報を共有しながら、生活場面での支援に活かしていきます。
- (3) 担当職員のバーンアウト症候群を未然に防ぐために、担当の思いを聞き補助的役回りを行います。
- (4) 家庭支援専門相談員・児童相談所と協力し、保護者への援助を行います。

基幹的（基幹的職員）

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行います。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたします。
- (3) 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行います。

教育指導

- (1) 分校教員と日々の連絡を密にし子どもの共通理解を図ります。分校と毎日2回の引継ぎを行い、情報共有を図ります。学校授業の様子については、記録を通して引継ぎを行います。
- (2) 月1回は、分校と合同職員会、ケース会議（コンサルテーション含む）を行い、子どもの学力、個性に応じた学習が出来るよう支援します。
- (3) 原籍校と連携し、学校連絡会等での情報交換を通して適切な進路選択ができるよう支援を行います。

自立支援

- (1) 環境整備・園芸等の軽作業を通して、他者と協力し、働く体験をします。
- (2) 新型コロナウイルス感染状況に配慮しつつ、可能な限り、地域の催し物に参加する等、社会経験を積む機会をつくります。
- (3) 家族療法棟に於いて自立に向けた生活訓練を実施します。

医療と保健（看護師）

- (1) 子どもの健康管理及び心身の発達上に必要な対応を適宜行います。子どもからの健康上の相談に対応します。
 - ・日常の体調把握に努め、生活、心理職員、分校教員と情報共有を図ります。
 - ・夜間及び緊急時の疾病については、嘱託医師に指示を仰ぎ、適切に対応するよう努めます。
 - ・学校登校時間中に体調不良で子どもが帰園した場合、メディカルルーム、状態によっては自室で様子観察を行います。嘱託医師の指示の下、必要に応じて受診を行います。
 - ・養護教諭との連携を図ります。
- (2) 嘱託医師と看護師によって日常の疾病や外傷は処置し、健康管理と予防を行います。
- (3) 定期薬（常備薬含む）の管理及び投薬の管理を行います。
- (4) 年2回の健康診断を実施します。
- (5) 地域の医療機関と連携を図ります。
- (6) 新型コロナウイルス感染及び他の感染症予防対策について見直しを図ります。
- (7) 年4回身長・体重・視力検査を実施し子どもの成長状況を把握します。
- (8) 日々の活動・休息・清潔ケアを実施し健全な成長を促す支援を行います。
- (9) 子どもの発達段階に応じたケア対応を行います。
- (10) コロナ禍でも円滑な支援が出来る様にSNSの活用を検討します。

関係機関等との連携

- (1) 児童相談所（県外含む）、市町村の関係機関、及び、子どもの発達・治療に関わる機関（NPO法人含む）との連携を密にし治療を行います。
- (2) 香川県・高松市教育委員会との連携を継続して行い、より良い教育環境を提供していきます。
- (3) ボランティアの受け入れを積極的に行います。
- (4) 実習生の受け入れを行うと共に、関係大学・短期大学・専門学校との連携を図ります。

防災・避難訓練

- (1) 分校と連携して、防災・避難訓練を行います。
- (2) 大規模地震を想定した訓練を行います。
- (3) 災害時を想定し、給食部門（富士産業）と連携し、防災食作りを行います。
- (4) 避難訓練・防災教育の一環として、防災センターを活用します。

社会貢献

- (1) 新しい生活様式を基本に可能な範囲で、遍路小屋のお接待活動、太鼓慰問活動等を行い、子どもたちが地域社会とつながる機会をつくれます。
- (2) 児童心理治療施設の専門性を活かし、社会貢献事業（講演、シンポジウム等）を行います。また、要請に応じて講師の派遣を行います

職員育成

- (1) 毎日、引継時に「施設内虐待自主点検項目」を全員で唱和し、施設内虐待防止の意識を高めます。
- (2) 職員一人ひとりの個性・意見を尊重し、ひとりで抱え込まずチームで問題解決に努めます。
- (3) 3か月に1回、全職員がSVを受けれるように配慮します。
- (4) 経験年数に応じた法人内外の研修参加等で、職員育成の充実化に取り組み、様々な課題に対し適切に支援ができるよう職員の支援の質を高めます。
- (5) 次世代のリーダー育成にも努めていきます。

その他

- (1) 第三者評価の自己評価を行い、問題点や課題を点検し、支援技術の改善に努めます。
- (2) 毎月学園だよりを発行し、学園の広報活動を行います。